

事 務 連 絡
令和 5 年 6 月 19 日

各検疫所 御中

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第 26 条第 3 項に基づく検査命令の実施について
(韓国産まくわうり(漬物用まくわうりを除く。))のクロルフェナピル)

標記については、平成 28 年 9 月 28 日付け薬生食輸発 0928 第 1 号により検査命令の実施を通知し、登録検査機関の受託体制が整うまでの間は、自主検査を実施することとしたところです。

今般、登録検査機関における検査命令の受託体制が整ったことから、韓国産まくわうり(漬物用まくわうりを除く。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)について、クロルフェナピルに係る検査命令を実施するようお願いします。

(参考)

令和 5 年 6 月 19 日現在のクロルフェナピルに係る検査命令受託可能検査機関
一般財団法人 食品環境検査協会